

「京都市医療法に基づく病院の人員及び施設の基準に関する条例(仮称)」の制定に関する市民意見募集について

平成27年 **11/12(木)~12/11(金)**【必着】

応募方法: 電子メール, 郵送, F A X (様式は自由です),
ホームページの意見募集フォーム

これまで京都府で行ってきた病院の開設許可等の事務が、医療法の改正により平成27年4月から京都市へ移管されたことに伴い、病院の従業者数や施設の基準についても、これまでは府の条例で定められていたものが、平成28年4月からは市の条例で定めることとされました。(医療法により直接規定された職種・施設の基準を除く。)

本市としては、現在、府の条例が定めている国基準の内容【次頁以降参照】で、市民の皆様が安心できる医療サービスが確保できており、国基準を上回る人員の配置や施設の設置等については、各病院において自主的に取り組んでいただくものと考えております。

このため、市条例の内容としては、これまでの府条例と同様とすることを検討しております。

この度、条例を制定するにあたり、市民の皆様の御意見を募集しますので、積極的な御応募をお待ちしています。



パブコムケン

御意見の送付先及び問合せ先

TEL : 075-213-2983 FAX : 075-213-2997

電子メール : imushinsa@city.kyoto.lg.jp

ホームページ <http://www.city.kyoto.lg.jp/menu3/category/36-12-0-0-0-0-0-0-0-0.html>

〒604-8091 京都市中京区寺町通御池下る下本能寺前町 500-1 中信御池ビル5階

京都市保健福祉局保健衛生推進室医務衛生課 医務担当



京都市
CITY OF KYOTO

1 今回制定する条例の内容

⇒ 現在の京都府条例の内容と同じです

(1) 人員の配置基準

すべての病院（一部例外あり。（※1）参照。）は、1日当たりの入院患者数や外来患者数、取扱処方せん数等をもとに、以下の計算式で算出した人数を配置しなければなりません。

ア 薬剤師

…従うべき基準（A）

精神病床(※2) + 療養病床(※3)の入院患者数	+	それ以外の病床の入院患者数	+	外来患者の取扱処方せん数	で計算された人数
150		70		75	(小数点以下切上げ)

ただし、このうち1人以上は、当該病院の専属の薬剤師（※4）でなければなりません。

イ 看護師と准看護師（※5）

…従うべき基準（A）

精神病床(※2) + 療養病床(※3) + 結核病床(※6)の入院患者数	+	それ以外の病床の入院患者数(※7)	+	外来患者数	で計算された人数
4		3		30	(小数点以下切上げ)

ただし、産婦人科・産科については、このうちの適当数を助産師に、歯科・矯正歯科等については、このうちの適当数を歯科衛生士に替えることができます。

ウ 看護補助者（※5）

…従うべき基準（A）

療養病床(※3)の入院患者数	で計算された人数
4	(小数点以下切上げ)

エ 栄養士

…従うべき基準（A）

病床数が100以上の病院について、1人

オ 診療放射線技師，理学療法士，作業療法士，事務員その他の従業者

…参酌すべき基準（B）

病院の実情に応じた適当な人数

◎ 医師，歯科医師の配置基準については法令で直接定められているため，今回の条例制定の対象外です。

（※1）「看護補助者」「理学療法士」「作業療法士」については、療養病床を有する病院のみが対象となります。

（※2）精神疾患がある患者の方が入院するための病床。

（※3）精神病床，結核病床，感染症病床以外で，主に長期にわたり療養を必要とする患者の方が入院するための病床。

（※4）常勤，すなわち当該病院の就業規則等で定められている勤務時間のすべてを勤務する薬剤師のこと。

（※5）精神病床を有する病院，転換病床の届出を平成24年3月31日までにを行った病院，特定介護療養型医療施設又は特定病院の届出を平成24年6月30日までにを行った病院については，国の基準に準じた一定の経過措置を設ける予定です。

（※6）結核の患者の方が入院するための病床。

（※7）入院している新生児も，数に加えるものとします。

（※A）従うべき基準 … 条例制定にあたっては，「厚生労働省令の基準に従い定めるものとする」と，医療法で規定されている項目。

（※B）参酌すべき基準 … 条例制定にあたっては，「厚生労働省令の基準を参酌（さんしゃく）するものとする」と，医療法で規定されており，地域の実情に応じて，国の基準と異なる内容にしてもよいとされる項目。

(2) 施設の基準 …参酌すべき基準 (B)

アはすべての病院、イ～エは療養病床を有する病院について、以下の基準を満たした施設を設けなければなりません。

ア 消毒施設、 洗濯施設 (※8)	蒸気・ガス・薬品を用い、又はその他の方法により、入院患者や職員の被服・寝具等の消毒を行うことができるものでなければならないこと。
イ 談話室 (※9)	療養病床の入院患者同士や入院患者とその家族が談話を楽しめる広さを有しなければならないこと。
ウ 食堂 (※9)	内法による測定で、療養病床の入院患者 1 人につき 1 m ² 以上の広さを有しなければならないこと。
エ 浴室 (※9)	身体の不自由な者が入浴するのに適したものでなければならないこと。

(※8) 繊維製品の滅菌消毒の業務や、寝具類の洗濯の業務を委託する場合は、対象から除くものとします。

(※9) 療養病床が医療法に規定される以前からの既存建物（増改築した部分を除く。）については、国の基準に準じた経過措置を設ける予定です。

◎ 病室、手術室、調剤室、診察室、処置室、臨床検査施設等については、法令で直接基準が定められているため、今回の条例制定の対象外です。

2 条例施行までの予定

市民の皆様からの御意見の内容を踏まえ、平成28年2月の京都市会に条例案を提案し、可決されれば平成28年4月1日から施行の予定です。

お答えします

Q1 現在の病院の基準は、どのようなものか。また、今回どこが変わるのか。

A1 このリーフレットにお示ししている内容は、国の基準であり、現在の京都府の条例も、これと同じ内容が規定されています。（平成28年3月までは京都府の条例が適用されます。）

本市としては、本市の医療の実情に照らし、府の条例が定めている国基準の内容で、市民の皆様が安心できる医療サービスが確保できており、国基準を上回る人員の配置や施設の設置等については、各病院において自主的に取り組んでいただくものと考えております。

このため、独自基準は設けないことを検討しています。

Q2 診療所(※10)についても、今回の条例の対象であるのか。

A2 診療所については、今回の医療法改正による条例制定の対象にはなっておりません。

なお、入院施設を有する診療所（有床診療所）については、現在も法令及び京都府条例により、人員・施設の基準が定められています。

(※10) 20人以上の患者を入院させる施設がある医療機関を「病院」、19人以下の患者を入院させるための施設がある、又は入院させるための施設を有さない医療機関が「診療所」です。

御意見応募用紙

FAX等で送付いただく場合はこの用紙をお使いください。

FAX:075-213-2997

★ 御意見をまとめる際の参考にしますので、差し支えなければ下記の項目に当てはまる番号に「○」を御記入ください。

- 【性別】 1 男性 2 女性
- 【年齢】 1 20歳未満 2 20歳代 3 30歳代 4 40歳代
 5 50歳代 6 60歳代 7 70歳代以上
- 【お住まい等】 1 京都市在住 2 京都市通勤・通学(京都市在住除く)
 3 1, 2以外

●御意見の取扱いについて

- ①個人情報については、法令等を遵守し、適切に取り扱います。
②御提出いただいた御意見の要旨とそれに対する京都市の見解等については、京都市医務衛生課のホームページで公表します。なお、御提出いただいた御意見に対する個別の回答はできませんので、あらかじめ御了承ください。



この印刷物が不要になれば
「雑がみ」として古紙回収等へ！



発行:京都市保健福祉局保健衛生推進室医務衛生課
発行月:平成27年11月 京都市印刷物第273116号